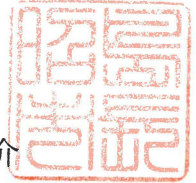


特別重点調査結果に伴う管渠修繕の入札について（公
告）

特別重点調査結果に伴う管渠修繕について制限付一般競争入札を行
うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規
定により次のとおり公告する。

令和 8年 6月24日

昭島市長 白 井 伸 介



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 種 下水道施設工事
- (2) 修 繕 名 特別重点調査結果に伴う管渠修繕
- (3) 修繕場所 昭島市武蔵野二丁目ほか
- (4) 修繕概要 別紙1のとおり
- (5) 工 期 契約締結の日から令和9年3月5日まで

2 入札参加資格要件

東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サ
ービス」という。）において昭島市に登録があり、別表第1の入
札参加資格要件に該当していること。ただし、共同企業体（J
V）については、参加資格を有しないこととする。

3 欠格事項

以下の者は、入札に参加できない。

- (1) 電子調達サービスにおいて昭島市に登録がない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する
者
- (3) 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成30年4
月1日施行）に基づき、指名停止の措置を受けている者

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）の者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施）の措置要件に該当する者又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていない者

4 申請期間

令和8年6月24日（水）から令和8年7月2日（木）正午まで

5 申請方法

入札に参加を希望する者は、電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）の希望申請から「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信すること。その際、次の書類を添付すること。

(1) 制限付一般競争入札参加表明書（別紙2）

(2) 別表第1の入札参加資格要件のうち、契約実績の要件を満たすことを証明する工事实績情報システムの情報等の写し

6 入札参加審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、令和8年7月7日（火）に電子入札サービスにより「入札参加資格確認結果通知書」にて通知する。

7 設計図書を送付

設計図書等は、令和8年7月7日（火）に電子入札サービスにより送付する。

8 設計図書等の質疑等

(1) 質問提出期限 令和8年7月14日（火）午後4時まで

(2) 質問回答日時 令和8年7月17日（金）午後5時まで

9 入札締切日時等

(1) 期限 令和8年7月24日（金）午前10時15分まで

(2) 場所 電子入札サービス

10 入札条件

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 最低制限価格を設定する。

11 予定価格及び最低制限価格の公表

予定価格及び最低制限価格は事後公表とする。

12 入札手続等

- (1) 入札の手続については、電子入札サービスを利用して行うものとする。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を含まない金額）を記載すること。
- (3) 入札回数は、2回までとする。

13 開札日時等

- (1) 日時 令和8年7月24日（金）午前10時30分
- (2) 場所 電子入札サービス

14 入札の無効

- (1) 次の入札は無効とする。
 - ア 本件入札に参加する資格がない者がした入札
 - イ 入札者が郵送等により行った入札
 - ウ 入札者が他の入札者の代理を兼ねて行った入札
- (2) 最低制限価格より低い金額をもって入札した者は、落札者となることができない。

15 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号）第46条に規定する担保を必要とする。ただし、同規則第45条第2項第1号及び第2号に規定する保険契約又は保証契約を締結した場合は、免除とする。

16 工事代金の支払条件

- (1) 工事代金の支払は、契約の履行及び完了検査の終了後、請求のあった日から起算して40日以内に支払うものとする。
- (2) 契約締結後、公共工事の前払金保証事業会社の保証書（謄本を含む。）の提出があったときは、契約金額の40%を超えない範囲で3億円を限度として前払金を支払い、中間前金払については、契約金額の20%を超えない範囲で1億5,000万円を限度として支払うものとする。

17 特記事項

関係会社において2者以上申し込みがあった場合は、当該申込者は全て失格とする。

18 問い合わせ先

昭島市役所総務部総務課契約係

住 所 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

電 話 042-544-4329

F A X 042-546-5496

別表第1

電子調達サービスにおいて昭島市に登録があり、以下の要件を満たしていること。

[入札参加資格要件]

登録されている業種	下水道施設工事		
昭島市に登録する本店又は営業所の所在地（注1）	本店の所在地が昭島市（市内本店業者として認定された者。）		(A)
	営業所の所在地が昭島市（市内営業所業者として認定された者。）		(B)
	本店の所在地が昭島市（上記（A）に該当する者を除く。）、立川市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市（営業所の登録のある者は不可）		
昭島市に登録する本店又は営業所の建設業許可（注2）	土木工事業または水道施設工事業（一般又は特定）		
経営事項審査 （土木一式・舗装・水道施設のいずれか） （注3）	所在地	総合評点（P）	完成工事高 （2年又は3年平均）
	(A)	700以上1,200未満	1億円以上
	(B)	750以上1,200未満	2億円以上
	(C)	800以上1,200未満	
経営状況（自己資本） （注3）	(A)	4,000万円以上	
	(B) (C)	5,000万円以上	
契約実績 （注4）（注5）	令和3年4月1日から令和8年4月30日までの間に、都区市町村又は他官公庁（電子調達サービス建設工事等競争入札参加資格申請の手引き：四十八版P30「入力にあたって」の表中の発注者区分に示されているものとする。）が発注した下水道施設に関する工事を元請として単独でしゅん工した1件の契約金額が2,000万円以上の実績のある者。		

注1 昭島市と契約する事業所等の所在地が（A）、（B）、（C）のいずれかに該当すること。なお、所在地が「本店の所在地が昭島市（A）」及び「営業所の所在地が昭島市（B）」については、本件公告日において昭島市に登録後の営業年数が1年以上であり、昭島市市内本店業者及び市内営業所業者の認定基準に基づき、市内本店業者又は市内営業所業者として認定された者のみ該当するものとする。

注2 建設業法（平成24年法律第100号）に規定する建設業の許可（昭島市との契約に関し代理人を置く場合については、その代理人が所属する営業所等の許可）をいう。

注3 経営事項審査（土木一式・舗装・水道施設のいずれか）の総合評点、完成工事高（2年又は3年平均）及び経営状況（自己資本）については、一般競争入札参加資格確認申請書受領日（土日祝の場合は翌開庁日）に、電子調達サービスに反映された情報にて審査を行う。

注4 共同企業体（JV）での実績は除く。

注5 本店を登録している者は本店の実績、営業所を登録している者は営業所の実績のみを対象とする。

修繕概要

コンクリート構造物補修工

止水工	84箇所
鉄筋処理工	55箇所
断面修復工	114箇所
ライニング工	56箇所
改築足場工	一式
附帯工	
換気工	一式

令和 年 月 日

(宛先) 昭島市

代表者 昭島市長

所在地

氏名・名称

代表者

制限付一般競争入札参加表明書

当社は、令和8年昭島市告示第189号「特別重点調査結果に伴う管渠修繕の入札について（公告）」に基づき、参加資格の全てを満たしていることを誓約し、制限付一般競争入札に参加することを表明します。

■ 連絡先

担当部署	
担当者氏名	
連絡先住所	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	